

28水サ管第151号
平成28年6月28日

生活文化局 私学部 私学行政課長 殿

水道局 サービス推進部 管理課長

喝水に伴う節水について（依頼）

平素から、当局の水道事業に格別の御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、東京都の水道水源の約8割を占める利根川水系の上流地域では、ダム貯水量が急激に減少しております。

このため、6月14日に開催されました「平成28年度第1回利根川水系喝水対策連絡協議会」の決定に基づき、6月16日から10%の取水制限が実施されております。

さらに今後、利根川上流8ダムの合計貯水量が1億5,000万m³を下回った翌日から、公表の上、20%の取水制限に強化することが予定されています。

こうした状況を受けて、当局では、多量使用者の方々には個別に毎日の使用水量の10%の節水をお願いすると同時に、その他の方々にも5%を目標に節水の御協力をお願いしているところです。

つきましては、このような状況を御理解いただきまして、節水目標の達成への御協力について、貴局から各私立学校等へ御周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

また今後、取水制限が強化された場合は、改めて当局から各私立学校（小、中、高及び特別支援学校）へ節水啓発ステッカーを送付し、掲示等を依頼する予定です。このことにつきまして、各私立学校への事前周知について併せてお願いいたします。

なお、節水啓発ステッカーは、水道局ホームページからも、別紙のとおりダウンロードできますので、併せて御活用いただければ幸いです。

最後に、武蔵野市、昭島市、羽村市及び檜原村は都営水道の区域外のため、当局から節水をお願いする対象外となりますので、御留意願います。



水道局サービス推進部管理課庶務担当
電話 03-5320-6422 (内線 48-612)
ファクシミリ 03-3343-2230